

国立大学法人岡山大学副理事の設置に関する要項

〔平成23年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成26年6月30日

平成27年6月30日

(設置)

第1条 国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）に、理事の職務の円滑な執行に資するため、副理事を置くことができる。

(職務)

第2条 副理事は、理事の担当業務を補佐する。

(任命)

第3条 副理事は、本学の職員のうちから、各理事の推薦により、学長が任命する。

(任期)

第4条 副理事の任期は、当該副理事を推薦した理事（以下「推薦理事」という。）の意見を聴いて、3年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、副理事の任期の末日は、推薦理事の任期の末日以前でなければならない。

(報酬)

第5条 副理事には、報酬として、月額50,000円を支給する。

2 副理事となる職員に対する国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号）の適用については、副理事は管理職員とみなし、前項の報酬は管理職手当とみなす。

3 副理事と学部長又は研究科長を兼ねている場合にあつては、支給する管理職手当に50,000円を加算する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、副理事に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成27年7月1日から施行する。

2 この要項の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に副理事であった者で施行日以後も引き続き副理事であるもの（施行日以降に再任された者を除く。）の報酬の月額は、なお従前の例による。